

市第 137 号議案

横浜市下水道条例の一部改正

横浜市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 2 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市下水道条例の一部を改正する条例

横浜市下水道条例（昭和48年 6 月横浜市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第37条中「次条」の次に「（第 2 項の第17条第 1 項及び第 2 項、第45条第 1 号及び第 2 号並びに第46条の規定の趣旨の説明に係る部分を除く。）」を加える。

第38条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、同条第 2 項中「前項の指定若しくは」を「第 1 項の指定若しくは」に、「前項の指定を」を「同項の指定を」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第 4 条（第14条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 5 条（第14条第 2 項において準用する場合を含む。）、第17条第 1 項及び第 2 項、第45条第 1 号及び第 2 号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

- 3 排水設備指定工事店は、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市長の確認を受けた後でなければ、第1項の工事及び改造工事に着手してはならない。

第45条中「各号の一」を「いずれか」に、「10,000円」を「50,000円」に改め、同条第2号中「第7条第2項で準用する第5条」を「第5条（第7条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）」に、「または第21条第2項」を「、第17条第1項又は第21条第2項」に、「、または」を「、又は」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 第38条第2項後段の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (8) 第38条第3項の規定に違反して同条第1項の工事又は改造工事に着手した者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

排水設備の新設等の工事及びくみ取便所の水洗便所への改造工事の申込みをした者に対する横浜市下水道条例所要の手續に関する説明義務を排水設備指定工事店に課すこと等により、下水道使用料の徴収の適正化を図るため、横浜市下水道条例の一部を改正したいの

で提案する。

参 考

横浜市下水道条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（準用）

第37条 前4条に規定するもののほか、第2章第1節及び次条（第2項の第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨の説明に係る部分を除く。）の規定は、下水を暗渠^{きよ}である一般下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠^{きよ}その他の排水施設の設置等を行う場合に、第17条第3項及び第5項並びに第2章第4節の規定は、一般下水道を一時使用しようとする場合又は一般下水道について法第24条第1項各号に掲げる行為を行う場合若しくは一般下水道の施設に工作物その他の物件を設け、又はその他の方法でその施設を占用しようとする場合に準用する。

（排水設備指定工事店）

第38条 （第1項省略）

2 排水設備指定工事店は、前項の工事及び改造工事の申込みがあった場合は、規則で定めるところにより、同項の工事及び改造工事の申込みをした者に対し、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第5条（第14条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項及び第2項、第45条第1号及び第2号並びに第46条の規定の趣旨について、書面を交付して説明しなければならない。この場合において、排水設備指定工事店は、当該説明を行ったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に報告しなければならない。

3 排水設備指定工事店は、第4条（第14条第2項において準用する場合を含む。）に規定する市長の確認を受けた後でなければ、第1項の工事及び改造工事に着手してはならない。

4 第1項の指定若しくはその更新を受けようとする者又は排水設備指定工事店証（規則で定めるところにより交付される同項の指定前項の指定を受けたことを示す証明書をいう。）の再交付を受けようとする者は、申請の際、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

（第1号から第3号まで省略）

5（本文省略）

6（本文省略）

7（本文省略）

第45条 次のいずれか各号の一に該当する者は、 $\frac{50,000 \text{ 円}}{10,000 \text{ 円}}$ 以下の過料に処する。

（第1号省略）

(2) 第5条（第7条第2項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）、第7条第1項、第9条第2項、第17条第1項又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（第3号から第6号まで省略）

(7) 第38条第2項後段の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(8) 第38条第3項の規定に違反して同条第1項の工事又は改造工事に着手した者